

垂水市指定学校変更申立認定基準

	理由	認定基準	添付書類	認可期間
1	最終学年	小学校6年・中学校3年で、学年途中で転居し、通学に支障がない場合 なお、弟妹も認定するが、兄弟の卒業までとする。		卒業まで
2	学期途中	学期途中で転居し、通学に支障のない場合		学期末まで
3	転居予定	住宅の新築、改築又は転居予定のため、転居先又は転居前の学校に通学する場合	建築確約書 売買契約書 賃貸借契約書	学期間程度
4	留守家庭	保護者が共働きのため、帰宅後、家庭に保護監督者がいない場合	保護者の勤務証明書 (毎年更新) 預かり先証明書 (毎年更新)	
5	特別支援学級	指定学校に特別支援学級がなく最寄りの学校の特別支援学級に進学する場合		卒業まで
6	通学距離	・住所地が山間辺地にあつて、指定学校に通学又は危険が伴うものと認められる場合 ・指定学校が極めて遠距離（小学校4km以上、中学校は6km以上）にある場合 ・就学を希望する学校が極めて至近な距離にあつて、就学すべき学校に通学することが著しく過重な負担であると認められる場合 ・指定学校の境界域に居住している場合 ・近隣の児童生徒も同校に通学が許可されている場合		申請期間を検討
7	身体	身体状況に配慮が必要な場合	医師の診断書	申請期間を検討
8	生徒指導	いじめ・不登校等の解消のため、他の学校に通わせたい場合		申請期間を検討
9	その他	その他教育委員会が特に必要があると認めた場合		申請期間を検討

※ 申請者は、認定後、認定基準等に変更が生じた場合は、市教育委員会に速やかに報告するとともに、市教育委員会は、報告に基づき再度協議する。

※ 市教育委員会が必要と認める場合は、上記以外の添付書類を求めることができる。

※ 本制度は学校を自由に選択できるものではありません。